

② 居宅生活動作補助用具の給付（住宅改修費）

在宅の身体障がい者（児）のための改修工事費（用具の購入を含む）の一部を補助します。

対象者	(1) 下肢、体幹機能障がいで、障害等級1～3級の人 (2) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいで障害等級1～3級の人 （移動機能障がいに限ります） (3) 肢体不自由のみの総合等級1、2級でかつ、下肢・体幹機能障がいを有する人 (4) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいを有する人 ※ただし、児童については学齢期以上の身体障がい児で、上記に該当するもの
住宅改修場所	(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替 (5) 洋式便器等への便器の取替 (6) 上記(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる工事
手続きに必要な書類等	(1) 日常生活用具購入費支給申請書（窓口に備え付けあり） (2) 世帯状況・収入等申告書兼調査同意書（窓口に備え付けあり） (3) 身体障害者手帳の写し (4) 工事見積書 (5) 改修場所の見取図等 (6) 改修工事前の写真（ポラロイドは不可） (7) 自己所有以外の場合は家主の改修承諾書 (8) 医師意見書（対象者(4)に該当する場合）
受付場所	市役所障害福祉課（各支所、東部・西部保健福祉センターでは書類受付のみ）
注意事項	<p>※改修工事の着工・施工前の申請が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度は現在お住まいの住宅につき、1回限りとなります。 ・総工事費の20万円までが助成の対象となります。 (世帯の課税状況により助成対象工事費の1割自己負担がある場合があります。) ・自己負担は業者への委任払い（業者へ自己負担分のみ支払う）となります。 ・65歳以上（特定疾病の方は40歳以上）の方は介護保険の対象となります。 ・65歳未満の生活保護受給者の方は障害福祉サービス優先となります。

《お問い合わせ》 障害福祉課

